

県社協が一転、緊急小口資金貸付改善を明言

新潟県生連は5月26日、5月11日に引き続き緊急小口資金（特例貸付）の改善を県社協に要望しました。笹川生活支援課長は、これまでの対応から一転、実印や印鑑証明を不要とするなど、ほとんどの要望に答える回答をしました。県社協の対応には、「国通知に従わずに独自の取り扱いをして申請を妨げている



」との強い批判があがっていました。井浦正副会長、渋谷仁常任理事、吉田事務局長、遠藤れい子県議らが参加しました。

「資金需要を最優先に、速やかに貸し付ける」

課長は、資金需要（貸付の必要性）を最優先に、速やかな貸し付けに努力する。これまで申し込みから4営業日の貸し付けとしているが、最短で申し込みから3日目に貸し付けを実行しており、さらに努力すると答えました。

「申請者のなるべく負担にならないよう、各社協に通知した」

市区町村社協から、申請書がすぐに県社協に届くよう、窓口相談を簡略化した。要望のとうり実印と印鑑証明書は不要とした。「生活福祉資金受付票」は社協職員のメモ的なもので、提出は求めない。住民票がなくても申請は受け付け事後的に処理する。何よりも申請者の負担軽減が大事だ。昨日市区町村社協にその旨を通知した、と述べました。

「住民票と現住所が違う場合、申請者の利便性を考慮する」

住民票は必須だが、DVや福島からの避難者、プライバシーなどの事情で住所地から住民票を取れない場合は、その方々の利便性を考慮し対応したい。申請者の現在地と住民票のある市町村の橋渡しを行い、福島県など県をまたがる場合には、国とも相談しながら福島県と協議して対応したい。

「限度額まで複数回貸し付けが可能」

1人世帯10万円、複数世帯や特に必要がある場合20万円を限度に貸付できるようになっています。しかし、希望申込額が貸し付けられていない実態があることから、希望額を貸し付け、貸付額が限度額に達していない場合は、改めて限度額まで貸付を行うことを求めました。

課長は、希望額を貸し付けていなかったことを認め、希望に沿うようにしたい、限度額までさらに貸付を行うと述べました。

「償還（返済）免除制度について、市区町村社協に徹底する」

国は、償還（返済）時になお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することになっています。しかし、それが不徹底であるため、5月22日に改めて周知することを求める事務連絡を出しました。課長は、「現在市区町村社協へ徹底する準備を進めている」と回答しました。

総合支援資金貸付は、国の通知のとうりに行う

長く収入減少が続く世帯への生活を支援する「総合支援金」の貸し付けについて、「国の通知などに従って貸付を行う」と述べ、特に緊急小口資金の貸し付けを受けた世帯への手続きを簡略にすると回答しました。